

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

# 会 報

第68号

発行 (公社)滋賀県生活環境事業協会  
栗東市安養寺7丁目1番25号  
ウインドワードTビル3F  
電話 (077) 554-9271  
FAX (077) 554-9293  
E-mail: info@s-seikan.or.jp  
URL: http://www.s-seikan.or.jp/  
発行日 平成26年1月30日



## 2014 新年のごあいさつ

滋賀県知事 嘉田 由紀子

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、平成26年の新春を健やかに迎えになられたこととお慶び申し上げます。

貴協会の皆様におかれましては、日頃から浄化槽の法定検査をはじめ、製造、施工および保守点検・清掃の全般にわたりご尽力いただき、近畿1,450万人の水源である琵琶湖をあずかる本県の公共用水域保全や、県民の生活環境の向上に重要な役割を担っていただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

下水道とは異なる生活排水処理システムとして整備されてきた浄化槽は、近年、環境対策や財政面からその有効性が着目されており、県内では約3万9千基の浄化槽が汚水処理の一端を担っています。

こうした中、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査は、正常な汚水処理機能を維持する上で欠かせないものですが、こうした維持管理は公共下水道などの場合と異なり、基本的には使用している個人が行う必要があることなどから、すべての浄化槽が必ずしも適正に管理されているとは言えない状況にあります。特に、法定検査のうち浄化槽法の11条に定める検査については、受検率が本県も含めて全国的に低迷しており、その向上が強く求められています。

このため、県では貴協会に協力いただきながら、浄化槽の保守点検・清掃を含め、維持管理の徹底を図ることを目指して、平成21年度にBOD検査を中心とした効率化検査を導入するなど、受検率の向上に取り組んでまいりました。その結果、平成20年度には17.1%しかなかった受検率が、平成24年度には33.8%にまで向上したところです。これもひとえに、浄化槽に携わる皆様の多大なご協力の賜物であると考えております。今後もさらなる受検率の向上に努めてまいりますので、一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

結びに、年頭にあたり、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会の発展と、会員の皆様のますますのご健勝とご多幸をお祈りいたしまして、本年のあいさつに代えさせていただきます。

## 滋賀県知事に要望しました

滋賀県の平成26年度予算編成にあたり、新年1月8日に知事室において嘉田由紀子知事に要望を行いました。

当日は、県当局から知事のほか中村琵琶湖環境部技監、森循環社会推進課長、柴宮同課副参事が、協会からは田中会長、清水副会長、長谷川、鈴木両理事、山口常務理事らが出席し、協会運営に対する支援や単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への早期転換を図るための支援を特に強く要望しました。

単独処理浄化槽がまだまだ多く残っていることに対し嘉田知事からは、データ作りを進めて個別指導していく必要があるという指摘がありました。

### 要 望 書

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会は、浄化槽法に基づき滋賀県知事の指定（昭和60年10月11日付）を受けた本県唯一の指定検査機関として、琵琶湖をはじめとする公共用水域等の水質保全のため、法定検査を主事業に浄化槽の適正な維持管理の推進に努めているところです。

合併処理浄化槽は、平成18年2月の浄化槽法の一部改正により「公共用水域等の水質保全」に有効な公益性の高い施設として、下水道並みの水処理能力を持つ生活排水処理施設に位置付けられました。

公共下水道の普及と相まって、浄化槽は減少の一途をたどっていますが、現在もなお滋賀県内には3万数千基に及ぶ浄化槽が県民の快適な生活を支えており、その優れた性能を十分に発揮させるために、関係法令に基づいた適正な維持管理が徹底されなければなりません。

当協会は、浄化槽の適正な施工と維持管理の取り組みとともに、法定検査業務を通じて、県内の生活排水対策の一翼を担い、社会的責務を果たしてまいりますので、今後とも格別のご支援・ご指導をいただきますようお願いいたします。

つきましては、県財政の厳しい中ではありますが、次の事項について要望いたしますので何卒ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成26年1月8日

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 長 田中 洋一

副会長 北川 光明 [北川産業(株)]

副会長 清水 茂樹 [アムズ(株)]

副会長 権田 五雄 [大五産業(株)]

## 《要望事項》

1. 協会運営に対する支援について
2. 公共用水域等の水質保全のため、既設単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への早期転換を図るための支援について
  - (1)合併処理浄化槽への転換の啓発
  - (2)合併処理浄化槽への転換に伴う奨励補助制度の創設
3. 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃および法定検査）の徹底について
  - (1)法定検査の受検率向上のための方策
  - (2)浄化槽維持管理に要する費用に係る助成制度の周知



# 理事会を開催しました

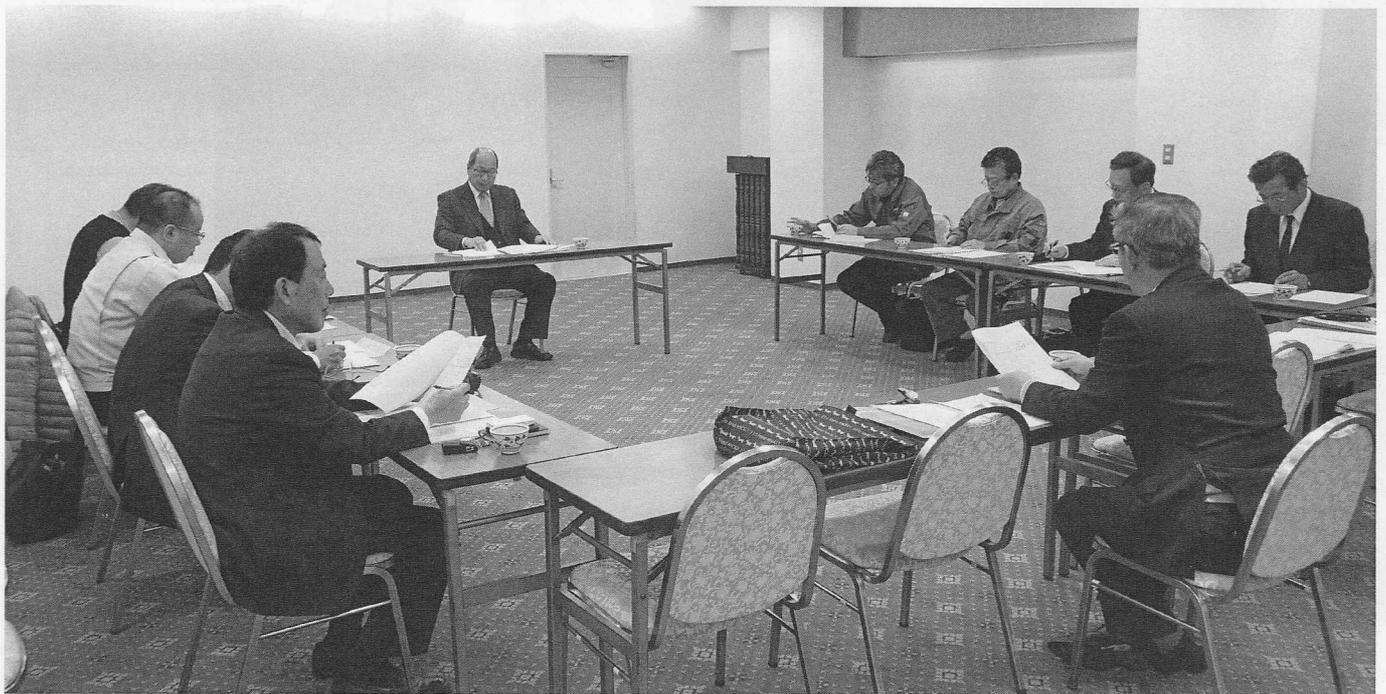
平成25年12月19日(木)に第3回理事会を開催しました。当日は、以下の議題について協議がなされ、いずれも承認いただきました。

また、平成26年度定時総会は平成26年5月28日(水)に開催することが決定されました。

- 【1】 新規入会申込の承認について
- 【2】 平成25年度事業・職務の執行状況について
- 【3】 検査用車両の更新について
- 【4】 知事等への要望活動について

なお、新規入会は次のとおりです。

部会	社名	代表者名	所在地	営業区域
維持管理	(株)技研サービス	代表取締役 中井賢司	守山市守山2丁目16-14-103	甲賀市(信楽町)



## 全国浄化槽大会で表彰受賞



「浄化槽の日」を記念して平成25年10月1日に東京會館で開催された「第27回全国浄化槽大会」で、浄化槽功労者表彰として当協会理事の長谷川伸夫氏(滋賀フジクリーン(株)代表取締役)が環境省廃棄物・リサイクル対策部長表彰を受賞されました。ご功績をたたえ、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

## 信楽で浄化槽フェアを開催しました

「浄化槽」を広く皆さんに普及啓発することを目的に、去る平成25年10月13日(日)に県立陶芸の森で実施された「第18回信楽セラミック・アート・マーケット in 陶芸の森」を舞台にして「浄化槽フェア2013」を開催しました。

浄化槽メーカーのアムズ(株)と(株)クボタの2社から浄化槽カットモデルの出展、地元の(株)ヒロセ様と(株)水口テクノス様からは浄化槽クイズの景品など大変ご協力をいただきました。

当日は晴天に恵まれ、県内外から1000人近い方々にブースを訪れていただき、盛会に終えることができました。

さらに工夫をこらしながら今年も開催しますので、引き続き業界各社のご協力をお願いいたします。



## 浄化槽機能保証制度規約が改正されました

一般社団法人全国浄化槽団体連合会（全浄連）が実施している浄化槽機能保証制度規約の一部が改正されました。主な改正点は次ぎのとおりですが、今回の改正に伴い「保証登録申請書」が変更されていますので、必要な場合は当協会まで申し出てください。

### 機能保証制度規約の主な改正点

- ① 保証期間を使用開始の日から10年に延長。但し、駆動部分及び散気管については、使用開始の日から1年間。
- ② 1基あたりの保証限度額は、環境省循環型社会形成推進交付金浄化槽整備費の基準額の範囲内。  
※ 平成25年10月1日以降に登録された浄化槽について適用。（平成25年9月30日以前に登録された浄化槽は、従前のとおり。）

## 滋賀県浄化槽取扱要綱が改正されました

県当局から、平成25年10月22日付で滋賀県浄化槽取扱要綱の改正について通知がありました。主な改正点は次ぎのとおりで、改正後の要綱は協会ホームページ（<http://www.s-seikan.or.jp/>）に掲載しています。

### ①第13条の新設（県要綱と市町要綱の関係の整理）

浄化槽法に基づく事務処理規定については、同一の事項について県要綱、市町要綱にそれぞれ規定が存在する場合、市町要綱の規定を優先することを明記（特例条例により市町に権限が委譲されている点を踏まえて、県要綱上の規定はあくまで目安との整理）

#### 【滋賀県浄化槽取扱要綱抜粋】

（県要綱と市町要綱との関係）

#### 第13条

第3条第1項、第4条、第7条および第8条の規定については、市町が定める浄化槽取扱要綱において別途規定がある場合、市町の浄化槽取扱要綱の規定が優先される。

### ②文言の整理

各条項の文言について現状に合わせて整理した。

# 平成25年度市町別浄化槽設置届予備審査件数

平成 25 年 12 月末現在の市町別予備審査件数は以下のとおりです。

(単位：件)

市町名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11～50人	51人以上
1 彦根市	87	12	99	91	7	1
2 近江八幡市	37	29	66	58	6	2
3 甲賀市	23	20	43	39	3	1
4 大津市	28	11	39	31	7	1
5 高島市	11	11	22	17	4	1
6 東近江市	9	5	14	11	3	0
7 竜王町	3	3	6	5	0	1
8 多賀町	1	4	5	4	0	1
9 長浜市	2	1	3	3	0	0
草津市	2	1	3	3	0	0

(単位：件)

市町名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11～50人	51人以上
9 湖南市	3	0	3	1	1	1
12 守山市	1	1	2	2	0	0
米原市	0	2	2	0	1	1
日野町	1	1	2	1	1	0
15 愛荘町	1	0	1	0	1	0
16 栗東市	0	0	0	0	0	0
野洲市	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0
計	209	101	310	266	34	10

注) 申請種別欄 建:建築確認を伴うもの 浄:浄化槽法に基づくもの

## 協会ホームページをリニューアルしました

今までのホームページを昨年12月にリニューアルし、リアルタイムに情報を発信しています。  
アドレスは、<http://www.s-seikan.or.jp/>

なお、各種届出書の様式を掲載(ダウンロード可能)しましたので、ご活用ください。





# ソチ冬季五輪 日本頑張れ

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会

会長 田中 洋一

皆さま 輝かしい2014年を迎えられ謹んでお慶びを申し上げます。

いよいよ2月7日に始まるソチ冬季五輪、雪山と銀盤を舞台に躍動する日本選手、その活躍が全国を元気づける、皆さまそんな光景を浮かべ心弾む今日この頃ではないでしょうか。

ソチはロシア随一の保養地。人口約40万人、気候は温暖、黒海沿いにリゾート地帯を形成し、温泉あり、レジャーにスポーツに療養にと、プーチンはもちろんイタリアのあのベルルスコーニ氏もというように、毎夏に数百万人が訪れるといえます。

黒海沿岸はロシア領のみならずルーマニア、ブルガリア、グルジア、ウクライナ領に囲まれ多くのビーチリゾートが存在し、河山や運河を通してカスピ海バルト海沿いの国を繋ぐ海上交通の要衝であり、豊かな漁業にも恵まれた、我が滋賀県でいえば琵琶湖に匹敵するかけがえのない存在です。

670km<sup>2</sup>の琵琶湖も436,400km<sup>2</sup>の黒海も面積の大小と真水塩水の違いこそあれ、その湛える水が美しくなければ存在意義を失います。

そこでいきなり浄化槽の話になりますが、今日下水道の整備が進んだとは言え、滋賀県内では約3万9千基の浄化槽が排水処理の一翼を担っています。自分の周りには下水道、浄化槽は関係ないという人も、出かけ先の店舗や事業所では浄化槽ということがよくあります。ちなみに県内数あるゴルフ場の排水処理、ほぼ全てを浄化槽が担っています。

この半世紀、何とか琵琶湖にきれいな水を取り戻したい、そのため汚い水は琵琶湖に流入させない、汚れは元から絶つ、その方針であらゆる知恵と幾多の経費をかけた努力が重ねられ、現在では汚水処理人口普及率が140万県民の98%という全国トップの素晴らしい成果をみる事ができました。しかし、その裏側で今なお残されている問題が、未だ1万6千基存在する単独処理浄化槽。生活排水は処理されないまま側溝、河川を通して、そのまま湖まで流入して琵琶湖に負荷を与え続けています。単独槽の合併転換、今こそそこに焦点をあてて行政と業界が力を合わせて取り組みましょう。平成32年に100%という目標を絵に描いた餅にはなりません。

中でも下水道の線引き外に所在する単独槽に対し如何にアクションを起こすのか、それが解決の鍵を握ります。会員各位のご意見ご提案をお寄せいただけたら幸いに存じます。

ソチ五輪ではモーグルの伊藤みきさん、スノーボードの岡田良菜さんなど我が滋賀県ゆかりの選手のご活躍を皆さまとともに応援しながら、午年のこの一年何卒よろしく願い申し上げます。



滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 **滋賀県生活環境事業協会**

〒520-3015 栗東市安養寺7丁目1番25号  
ウィンドワードTビル3F

TEL 077-554-9271  
077-554-9272 (検査直通)

FAX 077-554-9293

